

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員就業規則第37条の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇等（以下「勤務時間等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(法令の適用)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令に定めるところによる。

(定 義)

第3条 この規程において職員とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条の規定により理事長から研究所の職員として任命された者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、期間を限って雇用される常時勤務を要さない職員及び臨時に勤務する職員（独立行政法人労働安全衛生総合研究所再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第3条の規定により再雇用され短時間勤務を要する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。）の勤務時間等については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所非常勤職員就業規則に定めるところによる。

(勤務時間)

第4条 職員の勤務時間は、1日7時間45分、1週間について38時間45分とし、始業及び終業の時間は、次の各号に掲げる時間帯の中から、理事長が定める。

- 一 始業 午前8時30分 終業 午後5時15分
- 二 始業 午前9時 終業 午後5時45分
- 三 始業 午前9時30分 終業 午後6時15分

2 再雇用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

(研究所外での勤務時間の算定)

第5条 職員が、出張、講師その他用務のため研究所外での勤務を行う場合であって、当該勤務に要する勤務時間を算定しがたい場合には、この規程に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）について勤務したものとみなす。ただし、所属長があらかじめ特段の指示をした場合は、この限りでない。

(研究員のフレックスタイム制)

第6条 研究所において試験研究に関する業務に従事する職員で、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第9条第1項第一号に規定する研究職俸給表の適用を受ける職員（以下「研究員」という。）について、始業及び終業の時刻について当該研究員の申告を考慮して当該職員の勤務時間とすることが業務の能率の向上に資すると認められる場合には、第4条の規定にかかわらず、始業及び終業の時間を当該研究員の決定に委ねることができる。

2 前項の場合において、始業及び終業の時間等必要な事項については、労働基準法第32条の3の規定により、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間で

書面により労使協定を締結し、これによるものとする。

(研究員の裁量労働制)

第6条の2 研究所において専ら試験研究に関する業務に従事する研究員について、労働時間の配分を自己管理することが調査研究成果の一層の向上に資すると認められる場合には、第4条の規定にかかわらず、始業及び終業の時間を当該研究員の裁量に委ねることができる。

2 前項の場合において、必要な事項については、労働基準法第38条の3の規定により、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間で書面により労使協定を締結し、これによるものとする。

3 第1項の場合における研究員の勤務時間は、前項に基づく協定で定める時間とする。

(休日)

第7条 職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

三 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)

2 再雇用短時間勤務職員については、前項の日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。

(週休日の振替)

第8条 前条第1項第一号で規定する週休日において、特に勤務を命じる必要がある場合には、当該週休日を前条で定めた休日以外の日に事前に振り替え、職員に勤務を命ずることがある。

2 前項の振替を行う単位は、1日または4時間とする。

3 第1項に規定する休日は再度振り替えることはない。

(休日の代休日)

第9条 第7条第1項第二号及び第三号で規定する休日において、特に勤務することを命じる必要がある場合には、職員に勤務を命ずることがある。

2 前項の場合には、職員に対し当該休日に代わる休日（第7条で定めた休日以外の日）を指定することができる。

3 前項により当該休日に代わる休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該指定をうけた休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、勤務することを要しない。

(休憩時間)

第10条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分とする。

2 勤務時間が8時間を超える場合においては、その超えることとなるときから15分の休憩時間を与えることとする。

3 休憩時間は、勤務時間に含まれないものとする。

(妊娠中及び産後の女子職員に対する措置)

第11条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員（以下「妊産婦である女子職員」という。）が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師又は助産師（以下「医師等」という。）から指導を受けた場合は、当該妊産婦である女子職員に対して次に掲げる措置を講ずることとする。

- 一 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤
 - 二 休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩回数の増加
 - 三 妊娠中又は出産後の諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮の考慮
- 2 前項第一号に掲げた措置を請求する妊産婦である女子職員は、あらかじめ休暇簿に記入して所属長に請求しなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事情によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に請求することができる。
 - 3 妊産婦である女子職員が、第1項に掲げる措置を請求する場合には、所属長の求めにより、当該措置の事由の証明書類を遅滞なく所属長あて提出しなければならない。

(時間外勤務及び休日勤務)

- 第12条 業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間を超えた勤務（以下「時間外勤務」という。）、又は第7条第1項に規定する休日に勤務すること（以下「休日勤務」という。）を命ずることがある。この場合においては、あらかじめ職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者との間で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。
- 2 小学校就学前の子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1箇月当たり24時間、1年当たり150時間を超えて時間外労働をさせることはできない。ただし、次の各号に該当する職員は育児若しくは介護（第一号に該当する職員に限る。）のための時間外労働の制限を請求することができない。
 - 一 研究所に継続して雇用された期間が1年に満たない職員
 - 二 配偶者が常態としてその子を養育することができると認められる職員（育児を行う職員のみ）
 - 3 妊産婦である女子職員で請求のあった者及び18歳未満の者については、第1項に規定する時間外勤務若しくは休日勤務又は午後10時から午前5時までの深夜に勤務を命ずることはない。
 - 4 再雇用規程第2条に規定する常時勤務を要する職員及び再任用短時間勤務職員に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する時間外勤務又は休日等勤務を命ずることがある。ただし、再雇用短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分配慮しなければならない。
 - 一 労働基準法第33条第1項の規定に該当する場合は、当該規定の定めるところによる。
 - 二 労働基準法第36条の規定による協定を締結したときは、当該協定の定めるところによる。

(早出・遅出勤務)

- 第13条 小学校入学前の子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために早出又は遅出勤務を請求した場合は、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る勤務をさせるものとする。

(非常災害時の勤務)

- 第14条 災害その他避けることができない事由によって臨時に必要なときは、必要な限度において、時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。
- 2 第12条第1項後段の規定は、前項の場合に準用する。

(休暇の種類)

- 第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、生理休暇、母性健康管理のための通院休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇の期間に係る給与の取扱いは、職員給与規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第 16 条 年次有給休暇は、一暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1 年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一	次号から第六号に掲げる職員以外の職員	20 日
二	再雇用短時間勤務職員	20 日に再雇用短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数(1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155 時間に第 4 条第 2 項の規定に基づき定められた再雇用短時間勤務職員の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) とする。
三	次号から第六号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、復職し、又は、任期が満了することにより退職することとなる者	その者の当該年における在職期間(1 月に満たない期間は 1 月とする。以下この条において同じ。)を 12 月で除して得た値に 20 日 を乗じて得た日数(1 日未満の端数は 1 日とする。)
四	第二号に掲げる職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者	その者の当該年における在職期間に応じ、別表第 1 の下欄に掲げる一週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数(1 週間ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、別表第 2 の下欄に掲げる 1 週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数) とする。
五	当該年の前年において国、地方公共団体、国立大学法人、研究所以外の独立行政法人等の職員(以下この条において「国等の職員」という。)であった者で、引き続き当該年に新たに職員になった者	職員となった日の前日における当該職員の年次有給休暇の残日数(当該年のはじめの日において引き続き新たに職員となった者にあっては、国等の職員が、引き続き国等の職員として在職したとみなした場合に繰り越すことが可能な日数に、20 日を加えた日数) とする。

六	任期付研究員であった者で、引き続き新たに期間を定めず雇用された者	任期付研究員としての在職期間中に付与された年次有給休暇残日数に、新たに職員となった場合に付与される日数を加算した日数。ただし、40日を超える場合は40日
---	----------------------------------	--

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一暦年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数。）を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。また、時間単位の休暇を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。
- 4 年次有給休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して、その時季につき所属長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 5 前項の規定により請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、所属長は請求者本人に通知して他の時季に変更して与えることができる。

（病気休暇）

第17条 負傷又は疾病のため療養する必要がある職員は、療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、休暇を請求することができる。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他関係法令が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

- 3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する八日以上期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合としてその他関係法令が定める場合にあつては、その日数を考慮してその他関係法令が定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に独立行政法人労働安全衛生総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程第14条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他のその他関係法令が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。
- 6 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

（生理休暇）

第18条 生理日の就業が著しく困難な女子職員は、必要な時間又は日数の休暇を請求することができる。

（母性健康管理のための通院休暇）

第19条 妊娠婦である女子職員は、母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるための休暇を次の各号に掲げる期間、請求することができる。

- 一 産前の場合は、妊娠23週までは4週に1回、妊娠23週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回（ただし、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間）
- 二 産後（1年以内とする。）の場合は、医師等の指示により必要な時間

（特別休暇）

第20条 職員は、次の各号に掲げる場合に該当し、勤務しないことが相当と認められる場合には、当該各号に掲げる期間、休暇を請求することができる。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支

- 援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一
暦年において5日の範囲内の期間
- イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における
生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害が
ある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする
施設であって所属長が認めるものにおける活動
- ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態とし
て日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務
しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を
経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- 六 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出たとき 出
産の日までの申し出た期間
- 七 女子職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を
経過した女子職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を
除く。)
- 八 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う
とき 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員の場合にあつては、その子の当該職員以外
の親が当該職員がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第
67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該
承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- 九 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号について同じ。)
の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められ
るとき 職員の妻が出産するために入院する等の日から当該出産の日以後2週間を経過するま
での間における1暦日単位で2日(再雇用短時間勤務職員にあつては15時間30分)の範囲内
の期間
- 十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては14
週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に
係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの
子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日(再雇用短時間勤務職員に
おいては38時間45分に、第4条第2項の規定に基づき定められた勤務時間を38時間45分
で除して得た数を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間
- 十一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し又は疾病にか
かったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められると
き 一暦年において5日(再雇用短時間勤務職員については前号による)の範囲内の期間
- 十二 職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服
喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると
認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く
場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- 十三 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)
のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- 十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤
務しないことが相当であると認められるとき 一暦年の7月から9月までの期間内における
休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- 十五 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が

当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認められる期間

十七 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

2 国家公務員共済組合の福祉事業として職員の健康の保持増進のために行われる人間ドックを受診する場合において、必要と認められる期間については、前項の規定を準用する。

(休暇の請求及び承認)

第21条 第17条から前条(第1項第六号及び第七号に規定するものを除く。)までに規定する休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して所属長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の規定により職員から請求があった場合には、所属長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

3 前条第1項第六号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して所属長に対し行わなければならない。

4 前条第1項第七号に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨を速やかに所属長に届けるものとする。

(休暇の証明)

第22条 所属長は第17条から第20条までに規定する休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して当該休暇の事由を証明する書類の提出を求めることができる。

2 所属長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。この場合において、証明書類が提出されないとき、提出された証明書類の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、産業医又は所属長が指定する医師の診断を求めるものとする。

一 連続する8日以上(当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間)の特定病気休暇

二 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日(要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。)の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

(無断欠勤等)

第23条 職員が、第21条第1項の規定について、次の各号に該当し欠勤した場合は無断欠勤として取り扱う。

一 やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合を除き、休暇承認の請求を怠った場合

二 休暇承認の請求が承認されなかった場合

2 無断欠勤等における給与の取扱いについては、職員給与規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(休暇の引継)

第2条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第25号)附則第2条第1項及び第2項の規定に基づき研究所の職員となるものとされた者の休暇に関する残余の期間は、第16条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日時点における残余の期間を引き継ぐものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第16条第1項第四号関係）

在職期間		1月 に達 する まで の期 間	1月 を超 え2 月に 達す るま での 期間	2月 を超 え3 月に 達す るま での 期間	3月 を超 え4 月に 達す るま での 期間	4月 を超 え5 月に 達す るま での 期間	5月 を超 え6 月に 達す るま での 期間	6月 を超 え7 月に 達す るま での 期間	7月 を超 え8 月に 達す るま での 期間	8月 を超 え9 月に 達す るま での 期間	9月を 超え1 0月に 達す るま での 期間	10月 を超 え11 月に 達す るま での 期間	11月 を超 え1年 未満 の期 間
1 週 間 の 勤 務 日 数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第2（第16条第1項第四号関係）

在職期間		1月 に達 する まで の期 間	1月 を超 え2 月に 達す るま での 期間	2月 を超 え3 月に 達す るま での 期間	3月 を超 え4 月に 達す るま での 期間	4月 を超 え5 月に 達す るま での 期間	5月 を超 え6 月に 達す るま での 期間	6月 を超 え7 月に 達す るま での 期間	7月 を超 え8 月に 達す るま での 期間	8月 を超 え9 月に 達す るま での 期間	9月 を超 え10 月に 達す るま での 期間	10月 を超 え11 月に 達す るま での 期間	11月 を超 え1年 未満 の期 間
1 週 間 あ た り の	30時間30分を 超え 31時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	29時間30分を 超え 30時間30分以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	16日
	28時間30分を 超え 29時間30分以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	15日
	27時間30分を 超え 28時間30分以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日
	26時間39分を 超え27時間30分 以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	14日
	25時間30分を 超え 26時間30分以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	14日
	24時間30分を 超え 25時間30分以下	1日	2日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23時間30分を 超え 24時間30分以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日
	22時間30分を 超え 23時間30分以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日

勤 務 時 間	21時間30分を超え22時間30分以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	20時間30分を超え21時間30分以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	19時間30分を超え20時間30分以下	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	18時間30分を超え19時間30分以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日
	17時間30分を超え18時間30分以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
	16時間30分を超え17時間30分以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日
	15時間30分を超え16時間30分以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日
	15時間30分	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3（第20条第十二号関係）

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の 祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の 兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日